



熊本県公報

第 1 1 8 1 3 号

平成 21 年 6 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者等に係る指定事項の変更の届出…………… (障害者支援総室) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止…………… (障害者支援総室) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の変更…………… (//) 4
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 4
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 5
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害者支援総室) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 6
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 6
- 土地改良区役員の就任…………… (//) 7
- 熊本都市計画道路の変更(熊本市決定)…………… (都市計画課) 7
- 宇土都市計画道路の変更(宇土市決定)…………… (//) 8
- 団体営土地改良事業施行の同意…………… (農村計画・技術管理課) 8

登 載 依 頼

- 平成 21 年第 1 回臨時会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 8
- 指定講習機関の代表者の変更告示…………… (警察本部運転免許課) 8
- 運転免許取得者教育の認定を受けた自動車教習所の代表者の変更告示…………… (//) 8
- 球磨川の球磨川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定…………… (熊本県内水面漁場管理委員会) 9
- 球磨川水系前川の新前川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定…………… (//) 9

正 誤

- 平成 21 年 3 月 6 日熊本県選挙管理委員会告示第 12 号(熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程)中…………… (選挙管理委員会) 9

告 示

熊本県告示第 5 4 7 号
 障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日

社会福祉法人 富合福祉会 心陽学園短期入所 事業所 短期入所	事業所の住所	下益城郡富合町 木原101番地	熊本市富合町木 原101番地	平成20年 10月6日
社会福祉法人 富合福祉会 心陽学園グループ ホーム・ケアホー ム事業所 共同生活援助・共 同生活介護	事業所の住所	下益城郡富合町 木原101番地	熊本市富合町木 原101番地	平成20年 10月6日

熊本県告示第548号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 トラストィーホームげんき 菊池郡菊陽町辛川1923番地1	医療法人永田会	平成21年5月29日

熊本県告示第549号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 むすび富合 熊本市富合町新427番2	株式会社クオリティ・ケア・ジャパン	平成21年6月1日

熊本県告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成21年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 むすび富合 熊本市富合町新427番2	株式会社クオリティ・ケア・ジャパン	平成21年6月1日

熊本県告示第551号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八角堂 熊本市花園二丁目10番16号	社会福祉法人照敬会	平成21年6月1日

熊本県告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。
平成21年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八角堂 熊本市花園二丁目10番16号	社会福祉法人照敬会	平成21年6月1日

熊本県告示第553号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成21年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八角堂 熊本市花園二丁目10番16号	社会福祉法人照敬会	平成21年6月1日

熊本県告示第554号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。
平成21年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八角堂 熊本市花園二丁目10番16号	社会福祉法人照敬会	平成21年6月1日

熊本県告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成21年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社 南九州家具 球磨郡あさぎり町上西158番地	株式会社 南九州家具	平成21年6月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社 南九州家具 球磨郡あさぎり町上西158番地	株式会社 南九州家具	平成21年6月1日

熊本県告示第556号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。
平成21年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社 南九州家具 球磨郡あさぎり町上西158番地	株式会社 南九州家具	平成21年6月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社 南九州家具 球磨郡あさぎり町上西 1 5 8 番地	株式会社 南九州家具	平成 2 1 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 5 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
春富の里デイサービスセンター 玉名郡和水町東吉地 9 9 0 番地 3	有限会社もみの木	平成 2 1 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 5 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
春富の里デイサービスセンター 玉名郡和水町東吉地 9 9 0 番地 3	有限会社もみの木	平成 2 1 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 5 9 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会一の宮居宅介護事業所 阿蘇市一の宮町手野 9 6 3 番地 1	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 9 7 6 番地 2 佐藤 義興	平成 2 1 年 4 月 2 0 日	4312800024	居宅介護

熊本県告示第 5 6 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称	事業所の住所	変更前の事業者の名称	変更後の事業者の名称	変更年月日
社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会	阿蘇市内牧 9 7 6 番地 2	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会阿蘇居宅介護事業所	ヘルパーステーションあそ	平成 2 1 年 4 月 2 0 日

熊本県告示第 5 6 1 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により

少年に有害な興行として平成 2 1 年 5 月 2 8 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	和服のノーパン熟女 裾から匂う毛 (新日本) 本番オーディション やられっぱなし (オーピー) ノーパン通勤 脱がせて! (新東宝) 蒼井そら 肉欲授業 (新東宝) 桃尻パラダイス いんらん夢昇天 (オーピー) 豊熟女将 食べごろの味 (新日本) マニアレポート 剃毛と制服 (新東宝) マダム(秘)便所 恥ずかしい瞬間 (オーピー) 性欲過多症 たまらない人妻たち (新日本) ノーパン風俗 しゃぶる! (新東宝) い・け・な・い どん欲夫人 (オーピー) 派遣OL 美人受付嬢のSEX暴露 (新日本) 妖女伝説 セイレーンX (新東宝) 人妻ひざ枕 奥までほじって (オーピー) 恥母の湯巻 こすって、もっと! (新日本)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 5 6 2 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 6 条の 2 第 1 項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第 3 0 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町登立字尾越中新地 1 3 6 0 2 番 1、字上治郎田 1 0 3 0 2 番、大矢野町中字西小亀 4 7 9 3 番 1・4 8 3 5 番 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 5 6 3 号

障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
社会福祉法人八代市社会福祉事業団 八代市高下西町 1 7 0 4 番地	社会福祉法人八代市社会福祉事業団 八代市高下西町 1 7 0 4 番地 坂田 孝志	平成 2 1 年 6 月 1 日	4320200373	共同生活援助

熊本県告示第 5 6 4 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町大道字高尾山 3 9 1 5 番 1、字

馬 転 3 9 2 7 番、3 9 3 0 番、3 9 7 7 番から 3 9 8 0 番まで、3 9 8 0 番 2、3 9 8 2 番から 3 9 8 4 番まで、4 0 1 1 番、4 0 1 8 番

2 指 定 の 目 的 土 砂 の 流 出 の 防 備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字馬転 3 9 3 0 番・3 9 7 8 番・3 9 7 9 番・4 0 1 1 番（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 3 0 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スギポーの店「ゆめおぐに」
 阿蘇郡小国町宮原 1 8 6 4 - 1
- 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊 恭行 大分県佐伯市野岡町 2-1-10	(退店)
(新規出店)	株式会社熊本フレイ 代表取締役 下田 英隆 阿蘇郡小国町宮原 1 7 7 7 番地の 1

- 変更の年月日
平成 2 1 年 4 月 1 日
- 変更する理由
小売業者の入れ替えのため
- 届出年月日
平成 2 1 年 5 月 2 1 日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 6 月 9 日から平成 2 1 年 1 0 月 9 日まで

熊本県公告第 3 0 4 号

宇城市に事務所を置く三角町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	内田 幸吉	宇城市三角町前越 9 4 8 番地
理事	枝村 範嗣	宇城市三角町前越 4 9 1 番地の 1
理事	本田 義範	宇城市三角町郡浦 1 8 7 8 番地
理事	西山 辰馬	宇城市三角町郡浦 2 5 1 8 番地
理事	北原 則義	宇城市三角町郡浦 3 2 4 番地

理事	矢沢 勝美	宇城市三角町郡浦 6 3 1 番地
理事	長尾 一彦	宇城市三角町中村 1 1 3 0 番地
理事	宮川 力	宇城市三角町戸馳 3 9 5 番地
理事	古石 辰美	宇城市三角町戸馳 6 7 0 2 番地の 1
理事	中川 清	宇城市三角町戸馳 3 1 3 番地
理事	中尾 勝喜	宇城市三角町戸馳 7 9 5 番地
理事	杉村 国男	宇城市三角町戸馳 4 0 1 6 番地の 2
理事	上村 祐二	宇城市三角町戸馳 4 1 8 3 番地
理事	天川 秀康	宇城市三角町戸馳 5 1 4 0 番地
理事	平田 敏勝	宇城市三角町大口 9 3 3 番地
理事	中山 良吉	宇城市三角町大口 4 5 7 番地
監事	中山 浩治	宇城市三角町大口 9 2 1 番地の 2
監事	原口 繁明	宇城市三角町戸馳 6 7 4 8 番地の 2 6
監事	積 講次	宇城市三角町中村 2 4 2 7 番地
就任		
理事	天川 幸彦	宇城市三角町戸馳 1 9 0 5 番地
理事	尾山 幸也	宇城市三角町戸馳 7 1 5 番地
理事	木村 哲也	宇城市三角町戸馳 6 6 7 0 番地
理事	吉村 東	宇城市三角町戸馳 4 0 8 4 番地の 1
理事	平川 恵人	宇城市三角町戸馳 4 1 4 番地
理事	佃 勝	宇城市三角町戸馳 3 4 5 番地の 3
理事	古石 辰美	宇城市三角町戸馳 6 7 0 2 番地の 1
理事	本田 義範	宇城市三角町郡浦 1 8 7 8 番地
理事	北原 則義	宇城市三角町郡浦 3 2 4 番地
理事	網川 末武	宇城市三角町中村 1 6 5 3 番地
理事	中尾 清士	宇城市三角町郡浦 8 8 3 番地
理事	村上 耕治	宇城市三角町郡浦 2 7 7 1 番地
理事	松下 潤一	宇城市三角町前越 1 9 0 0 番地
理事	志水 官	宇城市三角町中村 8 3 4 番地
理事	西山 孝喜	宇城市三角町大口 8 5 4 番地
監事	上村 祐二	宇城市三角町戸馳 4 1 8 3 番地
監事	高田 則義	宇城市三角町前越 8 5 2 番地の 2
監事	山口 公明	宇城市三角町大口 4 1 6 番地

熊本県公告第 3 0 5 号

熊本市に事務所を置く白川西南部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	中村 国博	熊本市沖新町 6 3 5 番地

熊本県公告第 3 0 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3・4・68号 上熊本駅西口線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 307 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 21 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画道路 3・5・6号 南段原線
3・5・7号 善道寺松山線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 308 号

平成 21 年 3 月 23 日付けで荒尾市長 前畑淳治から協議のあった菰屋地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 21 年 6 月 2 日付けで同意したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 7 項の規定により公告する。

平成 21 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第 2 号

有明海自動車航送船組合議会平成 21 年第 1 回臨時会を平成 21 年 6 月 15 日午後 2 時熊本県玉名市に招集する。

平成 21 年 6 月 9 日

有明海自動車航送船組合
管理者 元重 雅博

熊本県公安委員会告示第 12 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 21 年 6 月 9 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社サン自動車興業 水俣市汐見町一丁目 5 番 45 号 原田 日路吏	水俣自動車学校 水俣市山手町一丁目 8 番 1 号	初心運転者講習	代表者の氏名	松岡 伸互	平成 21 年 4 月 1 日

熊本県公安委員会告示第 13 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 21 年 6 月 9 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社サン自動車興業 水俣市汐見町一丁目5番45号 原田 日路吏	水俣自動車学校 水俣市山手町一丁目8番1号	代表者の氏名	松岡 伸互	平成21年4月1日

熊本県内水面漁場管理委員会指示第187号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、球磨川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成21年6月9日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘志

- 採捕禁止区域
右岸八代市麦島東町、左岸八代市高下東町球磨川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 指示の有効期間
平成21年6月9日から平成23年6月8日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第188号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、球磨川水系前川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成21年6月9日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田 弘志

- 採捕禁止区域
右岸八代市末広町、左岸八代市麦島東町新前川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。
- 指示の有効期間
平成21年6月9日から平成23年6月8日まで

正 誤

平成21年3月6日熊本県選挙管理委員会告示第12号（熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	18	中「5 銀行名、口座名、 口座番号及び口座名義人」	中「5 銀行名、口座名及び口 座番号」